

「トラストサービス検討ワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

近年のIoTの爆発的な普及等に伴い、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展しており、実空間での様々な活動がサイバー空間に置き換わる中で、その有効性を担保するためには、サイバー空間の安全性や信頼性の確保がますます重要な課題となっている。

Society5.0の基盤として、誰からの／何からのデータであるかを確認する仕組みや、データの完全性を確保する仕組みとしてのトラストサービスが不可欠であると考えられるところ、我が国におけるトラストサービスに関する課題を整理し、その在り方について、検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは、「トラストサービス検討ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 我が国のトラストサービスに係る現状と課題
- (2) 上記(1)の課題を解決するための方策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、プラットフォームサービスに関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (6) 本ワーキンググループの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) ワーキンググループで使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合若しくは主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本ワーキンググループの議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの事務局は、サイバーセキュリティ統括官室が行う。

「トラストサービス検討ワーキンググループ」構成員名簿（案）

(敬称略、五十音順)

新 井 聰 株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト ITビジネス本部
プラットフォームサービス推進部電子認証サービス 担当主査

小笠原 弘貴 株式会社エヌ・ティ・ティ・データセキュリティ技術部
サイバーセキュリティ統括部コンサルティング 担当課長

小 川 博 久 日本トラストテクノロジー協議会 運営委員長

柴 田 孝 一 セイコーソリューションズ株式会社
DXソリューション統括部 部長

袖 山 喜久造 SKJ 総合税理士事務所所長

(主査) 手 塚 悟 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授

西 山 晃 セコムトラストシステムズ株式会社
プロフェッショナルサポート1部 担当部長

古 屋 昌 彦 株式会社日立製作所 公共システム事業部
公共ソリューション推進第二部 担当部長

宮 内 宏 宮内・水町IT法律事務所 弁護士

宮 崎 一 哉 トラストサービス推進フォーラム 副会長

※その他構成員、オブザーバーは調整中